



一般社団法人オルタナ 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人オルタナと称する。

(目 的)

第2条 目的

当法人は、専門技術を活用し支援を必要とする個人、事業所へ貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 心の健康と社会福祉、能力開発、教育の増進に関する事業
- 2 ITサービスに関する事業
- 3 不動産に関する事業
- 4 ベンチャーシンクタンクに関する事業
- 5 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- 6 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- 7 その他当法人の目的達成に関する事業
- 8 前記各号に付帯する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を熊本市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、電子公告により行う。

- ② ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(社 員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第7条 社員は、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- 1 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1 か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

2 死亡

3 総社員の同意

4 除名

- ② 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招 集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集

通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、社員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第16条 当法人の理事の員数は、2名以上7名以下とする。

(理事の資格)

第17条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

(理事の選任の方法)

第18条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第19条 当法人に理事が2人以上いるときは、理事の互選によって代表理事1人を選定するものとする。

(理事の任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(理事の法人に対する責任の免除)

第22条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事(理事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

第5章 基 金

(基金の拠出)

第23条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第24条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第25条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還手続)

第26条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計 算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第28条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第29条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第30条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

熊本県熊本市長嶺東三丁目3番36-101号

泉 俊雄

熊本市下江津八丁目11番1号

赤星 頼信

熊本市春日四丁目36番12号

梅田 幸代

熊本県合志市須屋3023番73

塚本 薫

福岡県久留米市大石町237番地3

北村 陽一郎

福岡市博多区石城町5番11-1406号

岸 春日

(定款に定めのない事項)

第31条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

上記は、現に効力を有する当法人の定款であることに相違ありません。

令和 6年 4月 10日

熊本市北区徳王二丁目1番50号
一般社団法人オルタナ

代表理事 北村 陽一郎

